

※ この文書は、既に特定相談支援事業所の指定を受けている事業所や、手続中の事業所へも送付しています。

平成28年3月11日

各指定障害福祉サービス事業者 様

各指定京都市地域生活支援事業の事業者 様

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室
(企画担当、在宅福祉第一担当)

特定相談支援事業の指定申請等について

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

サービス等利用計画の作成等を行う計画相談支援については、平成27年3月末で経過措置期間が終了し、4月以降の障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定において、サービス等利用計画案（セルフプランを含む。）が必須となりました。

本市では、サービス等利用計画を、

- 障害福祉サービスのうち居住系サービス（療養介護、施設入所支援、共同生活援助）利用者及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）利用者には、当該事業者が設置する指定特定相談支援事業所が作成し、
- 障害福祉サービスのうち訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）のみの利用者には、当該事業者が設置する指定特定相談支援事業所が作成すること等を基本としています。

また、指定特定相談支援事業所数が未だ足りないことにより、現在、サービス提供事業所にセルフプランの作成援助をお願いしていますが、この取扱いで将来にわたり障害福祉サービス等の支給決定の更新を繰り返すことを想定しておらず、さらに、国においてはセルフプランにこじつけてサービス等利用計画を確保することは控えるよう指導が行われているため、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画を確保する必要があります。（※）

つきましては、これまでから、事業者の皆様には特定相談支援事業所の指定について御検討いただくよう依頼しておりますが、特定相談支援事業所の指定を申請されていない事業者は、指定について今一度御検討いただきますようお願いいたします。特に、相談支援従事者初任者研修を修了されている等で相談支援専門員の資格所持者がおられる事業者につきましては、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、指定の申請が可能な場合には、可能な限り早期の申請にも御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

※ 障害者本人（児童の場合は保護者）が真に希望する場合のセルフプラン（本人、家族、支援者等の指定特定相談支援事業者以外の者が作成するもの）は認められます。

記

1 市内の指定特定相談支援事業所数

平成 26 年 3 月 1 日	平成 27 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
53 箇所	102 箇所	168 箇所

※ 京都市の利用者約 1 万人へのサービス等利用計画作成のためには約 400 箇所必要

2 指定特定相談支援事業所の人員配置

管理者及び 1 名以上の相談支援専門員（管理者と相談支援専門員は同一の人で可能）

※ 相談支援専門員は、業務に支障がない場合は他の職務との兼務が可能です。

ただし、相談支援事業所と併設される事業所（居住系、日中活動系、居宅系サービス等）のサービス提供責任者・サービス管理責任者等、原則として常勤を要件とする職務を兼務することはできません。

なお、必要とされる常勤職員がすでに配置されている場合は、当該相談支援専門員が 2 人目以降のサービス提供責任者・サービス管理責任者等を兼務することは可能です。

3 申請期限及び申請書類等

(1) 申請期限

事前相談の期限	指定申請書類の提出期限
指定申請書類提出の 1 箇月前	指定予定日の 2 箇月前

※ 事前相談及び指定申請書類の提出の際は、必ず事前に電話で予約をお願いいたします。

(2) 事前相談票、指定申請書等の様式

障害福祉サービス等事業者向けのホームページ「指定特定相談支援事業の指定に係る事前相談票及び申請書様式について」に掲載しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000154182.html>

4 平成 28 年度京都府相談支援従事者「初任者研修」及び「現任者研修」

詳細が決まり次第、WAMNET（ワムネット）京都府センターのホームページに掲載される予定です。

なお、相談支援専門員として従事するためには、一定の実務経験が必要で、また、相談支援従事者初任者研修受講日の翌年度を初年度とした 5 年度以内に相談支援従事者現任研修を受講することが必要です（実務経験との関係から、研修受講のみでは相談支援専門員の要件を満たさないこともあります。）。

<http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/vWbCategory02>

5 基幹相談支援センターによる相談支援専門員等スキルアップ研修

市内 15 箇所の障害者地域生活支援センターのうち、基幹相談支援機能を付加した 5 箇所のセンター（基幹相談支援センター）において、来年度は 20 回程度の相談支援専門員等スキルアップ研修を行う予定です。

【問合せ先】京都市障害保健福祉推進室

電話 075-222-4161 FAX 075-251-2940

事業所指定に関すること：企画担当（石本，中村亮，久保田）

計画相談支援事業の取扱いに関すること：在宅福祉第一担当（橋本，奥田）